

して解説した本格的コンメンタール!

また、外国法人等の本邦内にある支店、出張所その他の事務所は、外為法上は居住者とされていることから、特別国際金融取引勘定に預金等を預入することはできない。

一方、本邦にある外国政府の公館及び国際機関（国際間の取極に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているもの）の事務所等は、非居住者に該当する（措通7-2）。

（外国法人で外為法第21条第3項に規定する非居住者の範囲）
措通7-2 金融機関が預金契約又は金銭の貸借契約に基づき預入を受け、又は借入れをした場合の当該契約の相手方が措置法第7条に規定する「外国法人で同項に規定する非居住者」に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) 外為法第21条第3項に規定する外国法人に基づいて設立された法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所は、措置法第7条に規定する非居住者に該当しない。

(2) 本邦にある外国政府の公館及び国際機関の事務所等は、措置法第7条に規定する非居住者に該当する。

② 国際機関とは、国際間の取極に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているものをいう。

③ 非課税利子の範囲
この特例により非課税とされる利子は、特別国際金融取引勘定において経理された預金又は借入金につき支払われる利子とされている。

また、この特例により非課税とされる利子には、特別国際金融取引の買戻又は売戻条件付売買取引（債券現先取引）から生ずる手取りとして受け取る差益（措令3条の2の3）が含まれる。

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置）
措法令第3条の2の3 法第7条に規定する債券の買戻又は売戻めるものは、所得税法施行令第23条第4項に規定する債券現先取引」というものとする。

2 法第7条に規定する差益として政令で定めるものは、同条に基づき外国法人との間で行う債券現先取引で同条に規定する特別国際金融取引のものにおいて、当該外国法人が債券を購入する際の当該購入に付対価の債券を売り戻す際の当該売戻しに係る対価の額が上回る対価の額から当該購入に係る対価の額を控除した金額に相当するものである（平成21年3月30日附、旧3条の2の2一様下（平成22年3月30日））

ただし、外為法第21条第4項に定められた特別国際金融取引政省令の規定に違反する事実が生じた場合には、その違反する算期間の特別国際金融取引勘定に係るすべての預金又は借入金その違反する事実が治癒された場合には、その治癒された日後については、非課税の適用を受けることができる。

なお「特別国際金融取引勘定の経理に関する事項」とは、66）。

④ 注釈
I 法第93条第1項（譲渡所得の定義）
1 譲渡所得の基因となる資産の範囲
① 資産の意義
法第33条第1項においては、「譲渡所得とは、資産の譲渡……による所得をいう。」と規定し、同条第2項において、資産の譲渡による所得のうち「たな卸資産（これに準ずる資産……を含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得」及び「山林の伐採又は譲渡による所得」は、譲渡所得に含まないものとする旨規定している。この場合の譲渡所得は、いわゆる資産の価値の増加益（キャピタル・ゲイン）に相当するものであり、そのキャピタル・ゲインを生ずべき資産が、「譲渡所得の基因となる資産」である。

その資産には、取引指行のある借家権のほか、いわゆる反射権と呼ばれる行政官庁の許可、認可、割当等により発生した事実上の権利など一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、キャピタル・ゲイン（又はキャピタル・ロス）が生ずるようなすべての資産が含まれる。

なお、金銭債権の譲渡により生じた利益というものは、その債権の元本の増加益すなわちキャピタル・ゲインそのものではなく、金利に相当するものであると考えられ、その利益は、事業所得又は雑所得に該当するものであることから、金銭債権は、譲渡所得の基因となる資産には該当しないものとして次のように取り扱われている（基通33-1）。

（譲渡所得の基因となる資産の範囲）
基通33-1 譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当等により発生した事実上の権利も含まれる。

② 借家人が受ける立退料
譲渡所得の収入金額は、「資産」の譲渡による収入金額のほか、契約等により譲渡所得の基因となるべき「資産」が消滅又はその価値が減少したことに伴い補償金等の支払を受ける場合にも、その補償金等は譲渡所得の収入金額に該当するものとされている（令95条）。そこで「資産」の「移転」の場合と違ってこれらの場合には、補償金等の受領があった場合にも、はたしてそれが「資産」の消滅ないし価値減少に伴って支払われたものか、それともそれは別個の理由によって支払われたものかについて判断を要し、そのためその補償金等の支払われた対象が「資産」であるかどうか問題になる場合が生ずる。

⑤ 立法趣旨に精通した執筆者が多角的な視点から各規定を詳細に解説

⑥ 通達・施行令・施行規則・判決要旨・裁決要旨を引用して解説

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- 何年経っても情報の‘確かさ’と‘鮮度’を保ち続けることができる!
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いいたします。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しております。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規 検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>



第一法規 株式会社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担 当



(613110) [1411]
コメ得 (613117) 2014.11 H3



わが国所得税法研究に一大エポックを画したコンメンタールの決定版!!

DHC コンメンタール

所得税法

武田昌輔 / 監修

本書の特色

現行規定について法的正確性を追求した租税専門家のためのコンメンタール

- 1.コンメンタールの決定版**
わが国における租税法の第一人者である武田昌輔成蹊大学名誉教授を中心に、第一線の実務家や立法担当経験者がこれまでの知識・経験を活かして執筆した、コンメンタールの決定版です。
- 2.総合的に余すところなく逐条解説**
各条文の解説にあたっては、まず現行条文を枠組みで明示するとともに、末尾には現行条文が改正された年月・法令番号を示して、いつ改正が加えられたのか一目でわかるようにしました。また、現行条文の下に細目次を掲げて、(要旨)(沿革)(注釈)の掲載頁の検索を容易にしました。
- 3.(要旨)(沿革)(注釈)がポイント**
(要旨) 現行の各条文について、制度内容を簡潔に記載しています。(沿革) 各規定について、制度制定の趣旨が正確に理解できるよう、改正経緯を記述しています。
- 4.貴重な諸資料を豊富に収録**
明治20年から今日までの租税法の大きな変遷を、旧法を含めた豊富な諸資料(現行制度の前身である昭和15年、昭和22年および昭和40年の所得税法の全文、昭和25年のシャープ勧告に則った改革項目、昭和63年の抜本的税制改革のほか毎年の税制改正要綱等も掲載)にもとづいて、主要改正が生じた年ごとに客観的に記述しました。租税専門家はもとより実務家にとっての資料集を兼ねた解説書といえます。



体裁 B5判・加除式・全9巻
定価 本体76,190円+税

所得税関係法令を網羅し、 条文ごとに〔要旨〕〔沿革〕〔注釈〕に区分

内容見本 (縮小)

現行の条文を枠囲みで明示

法第64条 資産の譲渡代金が回収不能となつたの特例

第64条 その年分の各種所得の金額(事業所得の金額を除く。以下この項において同じ。)の計算の基礎となる収入金額若しくは総収入金額、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。以下この項に部を回収することができないこととなつた場合又は金額若しくは総収入金額の全部若しくは一部を返還令で定めるところにより、当該各種所得の金額の合計できないこととなつた金額又は返還すべきこととなつた金額の計算上、なかつたものと

2 保証債務を履行するため資産(第33条第2項第1の規定に該当するものを除く。)の譲渡(同条第1を含む。)があつた場合において、その履行に伴う求むることができないこととなつたときは、その行使すること(不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を除く。)を前項に規定する回収することとなして、同項の規定を適用する。

3 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正の旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

3・4項…追加(昭和49年3月法律15号)、3項…一部改正(平成11年12月23日法律14号)

要旨

□ 次に掲げる事実が該当する場合は、各種所得の金額の計算上、なかつたこととみなされる。

イ その年分の事業所得以外の各種所得の金額の計算の

検索に便利な細目次

現行条文の制度内容を簡潔に解説

要旨

□ 本条は、給与所得について、給与所得の範囲、給与所得の金額の算出方法、給与等の収入金額から控除すべき給与所得控除額について規定している。

□ 給与所得は、個人の非独立的な労務の提供から生ずる所得で個人の代表的所得類型の一つであるが、その大きな特徴は、給与以外の他の所得がいずれも原則として、収入金額から、その収入を得るために実際に要した必要経費を控除して所得を算出することとされているに對し、給与所得は給与等の収入金額に応じた一定の給与所得控除額を控除して求める点にある。

この場合、勤務に伴う特定の年間支出額が給与所得控除額の2分の1の額を超えるときは、その超える金額を差し引いた残額が給与所得の金額とされる(法57条の2参照)。

□ また、給与以外の各種の所得については、原則として所得者自らが所得の金額及び所得税額を計算し、その計算したところによつて確定申告をして納税する制度が採られているに對し、給与所得については、給与等の支払者の下において源泉徴収の方法によつて所得税を徴収し、かつ、その年の正規の年税額との調整も本人の確定申告によらず、給与等の支払者の下

制度制定の趣旨、年次順の改正経緯を記述

沿革

給与所得に対する所得税の源泉徴収制度は、昭和15年の所得税法の改正により創設されたものであるが、この改正以降の給与等に関する主な経緯は、次のとおりである。

□ 昭和15年の所得税法改正による勤務所得に対する課税の概要は、次のとおりとなっている。

(課税客体)	(課税標準)
甲種 国内において支払を受ける俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給(一時金たる恩給を除く。)及び賞与並びにこれらの性質を有する給与。ただし、10人未満の使用人を用いる個人雇よう主から支払を受けるものを除く。	その支払を受くべき金額
乙種 甲種に属さない俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給(一時金たる恩給を除く。)及び賞与並びにこれらの性質を有する給与	前年中の収入金額

(基礎控除)
(イ) 甲種の勤務所得 年720円の割合により給与の支給期間に応じて算出した金額
(ロ) 乙種の勤務所得 年720円(ただし、前年中に甲種勤務所得について720円の基礎控除)

1643

内容構成 (目次)

平成26年6月25日追録第957号現在

第1巻 所得税法の沿革

明治20年の法律から現行法までの沿革

第2巻 所得税法

- 第1編 総則
- 第1章 通則(第1条-第4条)
- 第2章 納税義務(第5条-第6条)
- 第2章の2 法人課税信託の受託者等に関する通則(第6条の2・第6条の3)
- 第3章 課税所得の範囲(第7条-第11条)
- 第4章 所得の帰属に関する通則(第12条-第14条)
- 第5章 納税地(第15条-第20条)

■第2編 居住者の納税義務

- 第1章 通則(第21条)
- 第2章 課税標準及びその計算並びに所得控除
- 第1節 課税標準(第22条)
- 第2節 各種所得の金額の計算
- 第1款 所得の種類及び各種所得の金額(第23条-第35条)

第3巻 所得税法

第2章 課税標準及びその計算並びに所得控除

- 第2節 各種所得の金額の計算
- 第2款 所得金額の計算の通則(第36条-第38条)
- 第3款 収入金額の計算(第39条-第44条の2)
- 第4款 必要経費等の計算
- 第1目 家事関連費、租税公課等(第45条-第46条)
- 第2目 資産の評価及び償却費(第47条-第50条)
- 第3目 資産損失(第51条)
- 第4目 引当金(第52条-第55条)
- 第5目 親族が事業から受ける対価(第56条-第57条)
- 第6目 給与所得者の特定支出(第57条の2)

第4款の2 外貨建取引の換算(第57条の3)

- 第5款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算の特例(第57条の4-第62条)
- 第6款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第63条-第64条)
- 第7款 収入及び費用の帰属の時期の特例(第65条-第67条)
- 第8款 リース取引(第67条の2)
- 第9款 信託に係る所得の金額の計算(第67条の3)
- 第10款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額

- の計算(第67条の4)
- 第11款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第68条)
- 第3節 損益通算及び損失の繰越控除(第69条-第71条)
- 第4節 所得控除(第72条-第88条)
- 第3章 税額の計算
- 第1節 税率(第89条-第91条)
- 第2節 税額控除(第92条-第95条)
- 第4章 税額の計算の特例(第96条-第103条)
- 第5章 申告、納付及び還付
- 第1節 予定納税
- 第1款 予定納税(第104条-第106条)
- 第2款 特別農業所得者の予定納税の特例(第107条-第110条)
- 第3款 予定納税額の減額(第111条-第114条)
- 第4款 予定納税額の納付及び徴収に関する特例(第115条-第119条)
- 第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
- 第1款 確定申告(第120条-第123条)
- 第2款 死亡又は出国の場合の確定申告(第124条-第127条)

第4巻 所得税法

第5章 申告、納付及び還付

- 第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
- 第3款 納付(第128条-第130条)
- 第4款 延納(第131条-第137条)
- 第5款 還付(第138条-第142条)
- 第3節 青色申告(第143条-第151条)
- 第6章 更正の請求の特例(第152条-第153条)
- 第7章 更正及び決定(第154条-第160条)

■第3編 非居住者及び法人の納税義務

第1章 国内源泉所得(第161条-第163条)

第2章 非居住者の納税義務

- 第1節 通則(第164条)
- 第2節 非居住者に対する所得税の総合課税
- 第1款 課税標準、税額等の計算(第165条)
- 第2款 申告、納付及び還付(第166条)
- 第3款 更正の請求の特例(第167条)
- 第4款 更正及び決定(第168条)
- 第3節 非居住者に対する所得税の分離課税(第169条-第173条)

第3章 法人の納税義務

- 第1節 内国法人の納税義務(第174条-第177条)
- 第2節 外国法人の納税義務(第178条-第180条の2)

■第4編 源泉徴収

第1章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収(第181条-第182条)

第2章 給与所得に係る源泉徴収

- 第1節 源泉徴収義務及び徴収税額(第183条-第189条)
- 第2節 年末調整(第190条-第193条)
- 第3節 給与所得者の源泉徴収に関する申告(第194条-第198条)

第3章 退職所得に係る源泉徴収(第199条-第203条)

第3章の2 公的年金等に係る源泉徴収(第203条の2-第203条の6)

第4章 報酬、料金等に係る源泉徴収

- 第1節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収(第204条-第206条)
- 第2節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収(第207条-第209条)
- 第3節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収(第209条の2-第209条の3)
- 第4節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収(第210条-第211条)

第5章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収(第212条-第215条)

第6章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例(第216条-第219条)

第7章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収(第220条-第223条)

第4-2巻 所得税法

■第5編 雑則

第1章 支払調書の提出等の義務(第224条-第231条)

第2章 その他の雑則(第231条の2-第237条)

■第6編 罰則(第238条-第243条) 附則

第5巻 租税特別措置法

第1章 総則(第1条-第2条の2)

第2章 所得税法の特例

- 第1節 利子所得及び配当所得(第3条-第9条の8)
- 第2節 不動産所得及び事業所得
- 第1款 特別税額控除及び減価償却の特例(第10条-第19条)
- 第2款 準備金(第20条-第21条)

第6巻 租税特別措置法

第2章 所得税法の特例

- 第2節 不動産所得及び事業所得
- 第3款 鉱業所得の課税の特例(第22条-第24条)
- 第4款 農業所得の課税の特例(第24条の2-第25条)

第5款 その他の特例(第25条の2-第28条の4)

第3節 給与所得及び退職所得(第29条-第29条の6)

第4節 山林所得及び譲渡所得等

- 第1款 山林所得の課税の特例(第30条-第30条の2)
- 第2款 長期譲渡所得の課税の特例(第31条-第31条の4)
- 第3款 短期譲渡所得の課税の特例(第32条)
- 第4款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第33条-第33条の6)
- 第5款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第34条-第34条の3)
- 第6款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第35条)
- 第6款の2 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第35条の2)
- 第7款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第36条)
- 第7款の2 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第36条の2-第36条の5)

第7巻 租税特別措置法

第2章 所得税法の特例

第4節 山林所得及び譲渡所得等

- 第8款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第37条-第37条の9の5)
- 第9款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第37条の10-第38条)
- 第10款 その他の特例(第39条-第40条の3の2)

第4節の2 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第40条の4-第40条の6)

第1款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第40条の4-第40条の6)

第2款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第40条の7-第40条の9)

第5節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第41条-第41条の3の2)

附則

第8巻 租税特別措置法・その他の特例

第2章 所得税法の特例

第6節 その他の特例(第41条の4-第42条の3)

第8章 雑則(第97条の2)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(第1条-第3条)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(所得税関係)
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

索引(所得税法関係)・(措置法関係)・(個別通達等)

はしがきより

できるだけ詳しいことを念願とした総合的解説書 成蹊大学名誉教授 武田昌輔

所得税は、納税者が約4,000万人(うち源泉所得税関係3,500万人)といわれるように、多くの人々に関連を有している租税である。しかし、同じく納税者であっても、サラリーマンと事業所得者とは所得の内容が異なり、またその負担も異なっているところから、納税者としては自己に関連する部分のみに関心を有している傾向にある。このような面から、所得税の解説書といえば、源泉徴収に関するもの、利子配当に関するもの、不動産の譲渡所得に関するものというように、これらの部分のみを切断して解説書を発行するという傾向にある。つまり、所得税務について網羅された総合的解説書を作ろうとすれば、膨大なものとなり、このような総合的解説書を必要とする層は、税理士等の職業専門家に限られている。このためその市場性が危ぶまれるために、出版社としては、ほとんどこの種の書物の発行の運びに至らなかったことがその実情であった。本書の特色としては、他のコンメンタールと同様であって、端的に言えば、できるだけ詳しいことを念願としたことである。特に、今回は40名を超える有能な人々の共同作業によつたものであって、ここに諸氏に対して深甚な感謝の意を表する。

経験豊富な執筆陣 (五十音順) 執筆・執筆協力者 (昭和58年発刊時)

五十嵐哲	上村信彦	鈴木速人	武藤健造
石森宏宣	神谷 修	高橋 明	森下進二
井筒 亨	岸 英人	高野俊信	八杉昌利
伊藤義一	菊池 衛	知久勝尚	山下徳夫
大井次雄	桐生孝雄	土屋俊康	八本輝雄
大川 要	小林栢弘	中津山準一	横江義一
太田信之	五味公夫	野村純章	横室静男
大塚俊男	塩見喜八郎	則保良朗	若林孝三
岡野英夫	下野博文	原 一郎	和田義鋪
小田 満	新貝照雄	疋島伸行	渡辺邦男
小布施金助	杉岡映二	平意達雄	渡辺正弘
春日清弘	鈴木章夫	船田健二	